資料１

平成30年度上半期の活動報告

（1）広報活動

（2）公共事業違反ゼロPTの取組

（3）取締り活動

（4）活動の効果測定

国土交通省

取組み状況（平成30年度上半期）

	街頭PR	講習会等	広報媒体活用
4月	・春の交通安全運動に合わせた合同啓発活動 （6日 【名高速】県警高速隊と合同） ・春の交通安全運動に合わせた車限令違反のチラシの配布 （6日 他6日間 各SA,PAにて）【ネクスコ中日本名古屋支社】	・特殊車両通行許可申請教務研修会 （16日、18日建設事務所、市町村初心者向け）【愛知県】	・ホームページへの掲載及び情報板等への掲出 （通年）【名古屋高速】
5月	・コンテナツイストロック街頭取締りに合わせた特殊車両適正化広報 （16日飛島埠頭）【愛知トラ協】	・車限令違反者講習会【ネクスコ中日本名古屋支社】 ・トラック事業（協）出張講習会【ネクスコ中日本名古屋支社】 ・特殊車両通行許可事務の新任者研修会 （29日、【静岡県】土木事務所向け）	・ホームページへの掲載 （通年）【ネクスコ名古屋】 ・SA,PAの情報板にて違反防止の提示 （通年）【ネクスコ名古屋】
6月		・車限令違反者講習会【ネクスコ中日本名古屋支社】	・取締り実施結果のツイッター （中部地方整備局・国道事務所）
7月	・夏の交通安全運動に合わせた合同啓発活動 （11日【名高速】県警高速隊と合同） ・夏の交通安全運動に合わせた車限令違反のチラシの配布 （7日 他9日間 各SA,PAにて）【ネクスコ中日本名古屋支社】		
8月	・道路ふれあい月間に合わせたチラシの配布 （10日 伊豆スカイライン熱海峠・浜名湖新橋【静岡県】 ・道路ふれあい月間に合わせて、期間中来庁した特車申請者にリーフレットを配布【名古屋市】 ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」一部転載の安全啓発グッズの作成・配布【静岡県トラ協会】	・講習会 （6日 愛知県トラック協会）38名 （20日 静岡県トラック協会34名） ・TV会議式制度説明会【岐阜・三重トラック協会】	
9月	・道の駅キャンペーン（25日いが道の駅）【中部地整】 ・交通安全環境フェア（30日豊田スタジアム【愛知トラ協】＜中止＞ ・秋の交通安全運動に合わせた合同啓発活動 （21日予定【名高速】県警高速隊と合同） ・秋の交通安全運動に合わせた車限令違反のチラシの配布 （20日 他4日間 各SA,PAにて）【ネクスコ中日本名古屋支社】 ・適正重量遵守に係る荷主業界向け啓発チラシの配布【静岡県トラ協】		トラックの安全と環境フェアに合わせた適正化 ・ TVCM（16～29） ・折り込みチラシ中日新聞 28・HP・SNS「Twitter、facebook等」 【愛知県トラック協会】 ・大型車適正化ポスターA1版3枚 【中部地方整備局】

広報活動（街頭PR・講習会の継続）

国土交通省

○　施策の浸透率の向上・特車の違反率減少等、これまでの地味な取り組みに一定の成果が認められている。
○　既存の取り組みも継続して推進する

～　平成30年度の取り組み事例　～

○　講習会の実施

H30.9.6　愛知県トラック協会

○　道の駅における広報

H30.9.25　道の駅「いが」

広報活動（街頭PRのチラシ）

国土交通省

ドライバー向け

ネクスコ中日本

荷主向け

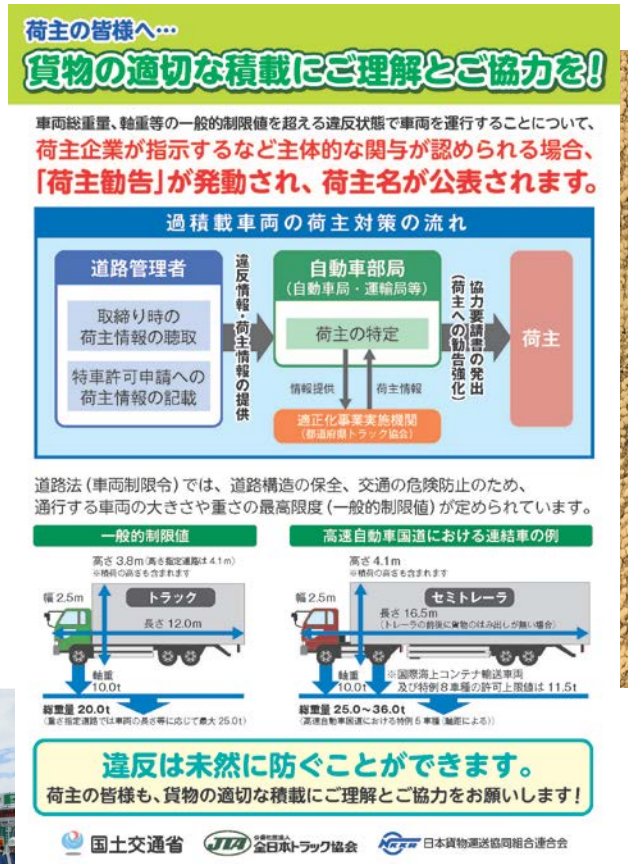

静岡県トラック協会

広報活動（トラックと交通安全・環境フェア）（悪天候中止）

国土交通省

参加体験による、交通安全や安全行動を将来のドライバーに遊び感覚で学ぶ

橋梁の老朽化

荷主への対応

2017年のブース

2017年の展示車両

平成30年9月30日（日）
豊田スタジアム

広報活動 （ツイッター・バナー表示の活用について）

国土交通省

さらなる広報活動の拡大化のため以下2つの取組みを行った。

①各事務所のホームページから協議会のホームページへ簡単にアクセスできるよう‘バナー’を表示
②現地取締り後などに‘＃大型車通行適正化’を付け、各事務所のアカウントからツイートの実施

ホームページへのバナー表示

ツイート[例]

（2） 公共事業違反ゼロPTの取り組み

国土交通省

公共工事における仕様書等の記載を統一

○ 許可取得義務

12. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正　政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年61月改正　法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表1-1-3　一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量　総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

国土交通省　土木工事共通仕様書（抜粋）

○ 走行状況確認

6. 通行許可

1．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

2．受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

中部地方整備局　土木工事特記仕様書（抜粋）

～ 公共事業での違反をなくす取り組みの実施 ～

- 違反車両は建設業関係の大型車に多い現状
- 建設機械類は大幅な重量超過につながる
- 建設機械等を利用する公共工事は発注者が荷主

公共事業違反ゼロPTの取り組み

国土交通省

契約書面等への特車の走行状況確認義務記載状況　H30.10.現在のもの

機関名	2017年度　取組前		通行状況確認状況（2018年10月 現在）
	許可取得義務	通行状況確認	
中日本高速道路（株）東京支社	有り	打ち合わせ簿に記載し確認	共通仕様書に記載（2018年7月～）
中日本高速道路（株）名古屋支社	有り	打ち合わせ簿に記載し確認	共通仕様書に記載（2018年7月～）
名古屋高速道路公社	有り	無し	現在、特殊車両が該当する工事等の予定はないが、今後仕様書の改定をする際に特記仕様書へ確認義務を記載予定
愛知県	有り	無し	共通仕様書に記載（2018年4月～）
岐阜県	有り	無し	通達により通行状況確認を実施（2018年1月～）しているが、仕様書への記載は無い。（現在、技術検査課と改訂に向け検討中）
三重県	有り	有り	既存取組を継続実施
静岡県	有り	無し	共通仕様書に記載（2018年10月～）
名古屋市	有り	無し	建築工事共通仕様書に4月から記載した。また、昨年度まで記載のなかった他局工事についても、許可取得義務と走行確認義務の記載を順次要請中
静岡市	有り	無し	共通仕様書改訂時に向け準備中
浜松市	有り	無し	共通仕様書改訂時に向け準備中（2019年4月の改訂に向け検討中）
中部地方整備局	有り	有り	既存取組を継続実施

（3） 取締り活動 （中部地域特殊車両一斉取締り）

国土交通省

中部地方整備局管内で可能な最大限の合同取締りを計画

- **無許可や条件違反、積載超過車両を一掃**
- **国土交通省・警察・高速道路管理者の連携**

※ 道路法、道路交通法、道路運送車両法による多角的検問を実施

威力と効果を最大限に発揮する取締り

実施日時
平成30年8月3日（金） 13:30 ～ 16:00
公開（多治見・弥富・みえ川越IC・焼津IC・飯田）

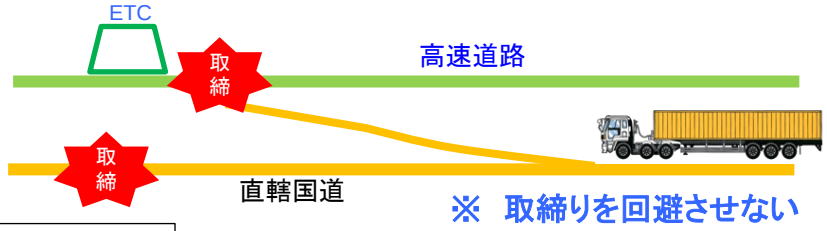

今後の方針

- 今後も合同取締りを計画して継続
- 連携した並行路線での取締りの実施

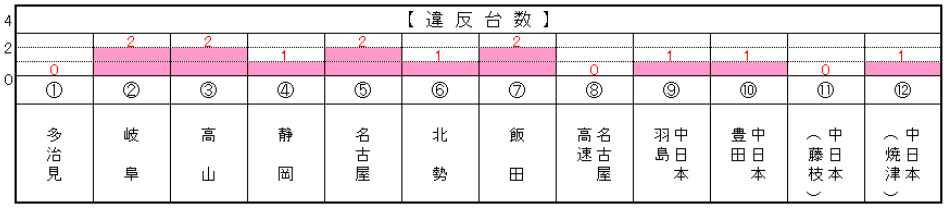

	事務所名	名　称	路 線	住　所	備考
1	多治見	河合車両計測所	19号 上	土岐市泉町大字河合字七反田	
2	岐阜	道の駅 月見の里南濃	258号 下	海津市南濃町羽沢	
3	高山	久々野車両計測所	41号 下	高山市久々野町長淀曲り洞	
4	静岡	谷稲葉うぐいすPA	1号 上	藤枝市谷稲葉	
5	名古屋	弥富取締基地	23号 上	弥富市三好	
6	北勢	守田雪寒基地	25号 上	伊賀市守田町	
7	飯田	新開取締基地	19号 上	木曽郡木曽町新開字栗本	
8	名古屋高速	大山川料金所	小牧線 下	西春日井郡豊山町大字青山	
9	NEXCO羽島	中津川IC（入口）	中央道	中津川市千旦林	①と関連
10	NEXCO豊田	みえ川越ＩＣ（入口）	伊勢湾岸道	三重郡川越町	⑤と関連
11	NEXCO横浜	藤枝岡部IC（入口）	新東名	藤枝市岡部町	④と関連
12	NEXCO横浜	焼津IC（入口）	東名	焼津町八楠	④と関連

取締り活動 （中部地域特殊車両一斉取締りの状況）

国土交通省

- 計測した車両の5割が違法に通行しており、その場で積荷を減らすなどの改善措置を指導。

※ 計測台数26台 違反車両13台 ・ 警告9台 措置命令4台（軽減措置2件、夜間通行1件、強制退出1件）

～ 8月 ～ 道路を守る月間
- 天候 晴天・ 気温 40.0℃
- 曜日 金曜日
- 実施時間 午後

平成30年8月4日 静岡新聞朝刊

違反大型車両を一斉取り締まり

焼津、藤枝岡部IC

本県など中部4県のトラック協会や警察、道路管理者などでつくる「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」は3日、違反車両の一斉取り締まりを県内2カ所を含む中部地方の道路計12カ所で行った。2015年1月の設立以来、一斉取り締まりは初。

県内は東名高速道焼津インターチェンジ（IC）と新東名高速道藤枝岡部ICで実施した。焼津ICではNEXCO中日本のパトロール隊員ら計13人が、流入してくる大型トラックを停止させ、総重量が制限の25トン（一般道は20トン）を超過していないかどうかなどを確かめた。ドライバーには啓発チラシを手渡した。

制限値を超える車両については、道路法に基づく特殊車両通行許可証を携帯しているかどうかなども調べた。

NEXCOや国土交通省によると、取り締まり件数は近年、対策強化や運送会社の社員教育の徹底などで減少傾向だが、違法車両が老朽化した道路や橋の劣化に与える影響は通行全体の約9割を占めるという。担当者は「一斉取り締まりで違反の悪影響をドライバーらに広く伝え、道路の保全促進にもつなげていきたい」と話す。

トラックの重量などで違反がないかを確かめるNEXCO中日本の隊員ら＝3日午後、焼津市の東名高速道焼津IC

許可証の確認状況

引き込みの状況

計測・採寸の状況

軽減措置の状況

平成30年8月23日 中日新聞朝刊

コンテナ運ぶ車両 一斉に取り締まり

中部地整

国土交通省中部地方整備局は、弥富市三好の国道23号など中部地方の十二カ所の国道でコンテナを運ぶ特殊車両の一斉取り締まりをした＝写真。道路を維持するために車両の規格が守られているかを確かめた。

同局や県警、中日本高速道路などが合同で実施。道路の保全や維持が目的で、全長や高さ、重量が規格外と思われるコンテナを積んだトレーラーを道路脇の測定場所に誘導。職員らがメジャーや電子機器で測定し、正しく通行できる車両かどうかを確認していた。過積載と思われる大型トラックについても取り締まりをした。

取締り活動 （自治体における活動）

国土交通省

名古屋市・愛知県警察

計測・採寸の状況

許可証の確認状況

平成30年8月1日（水）
14:00～15:30
名古屋市内

- ○ 計測車両　2台
- ○ 違反台数　2台
  （条件違反　2台）
- ○ 措置結果
  警告　2件

愛知県警察・愛知県

過積載車両に対する計測の状況

合同での取組状況

平成30年7月26日（木）
10:00～11:30
愛西市内

- ○ 計測車両　4台
- ○ 車両法違反　なし
  道交法違反　3台
- ○ 措置結果
  過積載違反　1件
  警告　2件

（4）活動の効果測定（現地取締りの分析・違反構成）

国土交通省

中部地域における現地取締り情勢

- 建設関連貨物が3割を超える
- 車両の業種別では、業務用・自家用の割合に変動なし

平成29年度
（12月～3月）

〇積荷別

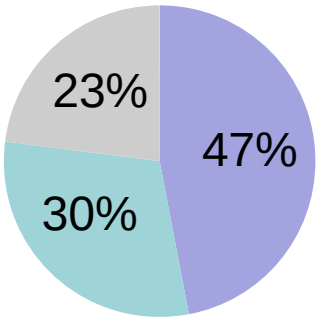

建設関連
生産関連
消費関連

〇業種別

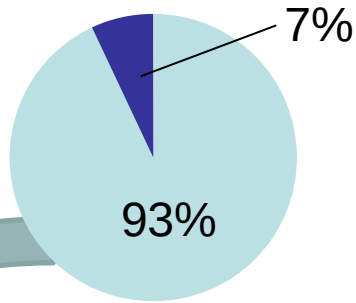

営業用
自家用

〇地域別

営業ナンバーの内

	中部地域					他県
	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県		
H29	39%	0%	18%	7%	64%	36%

平成30年度
（4月～9月）

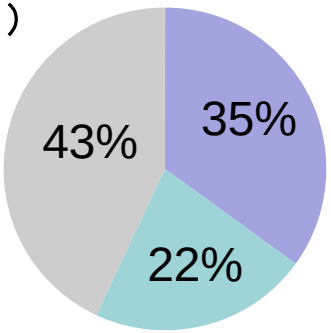

建設関連
生産関連
消費関連

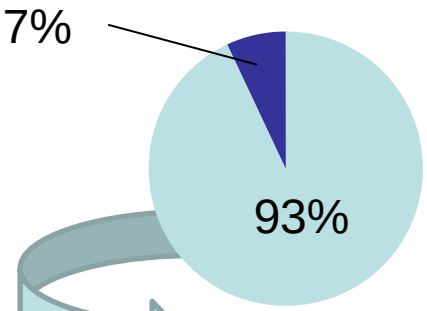

営業用
自家用

※ 被けん引車の保有登録割合
営業用 ： 92．4%
自家用 ： 7．6%
（H30.7末データ）

営業ナンバーの内

	中部地域					他県
	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県		
H30	26%	2%	16%	5%	49%	51%

活動の効果測定（現地取締りの分析・違反構成率）

国土交通省

○ 違反構成率は着実に減少
○ 平成27年から減少率が顕著
○ 取締りや各種広報活動等の効果が認められる

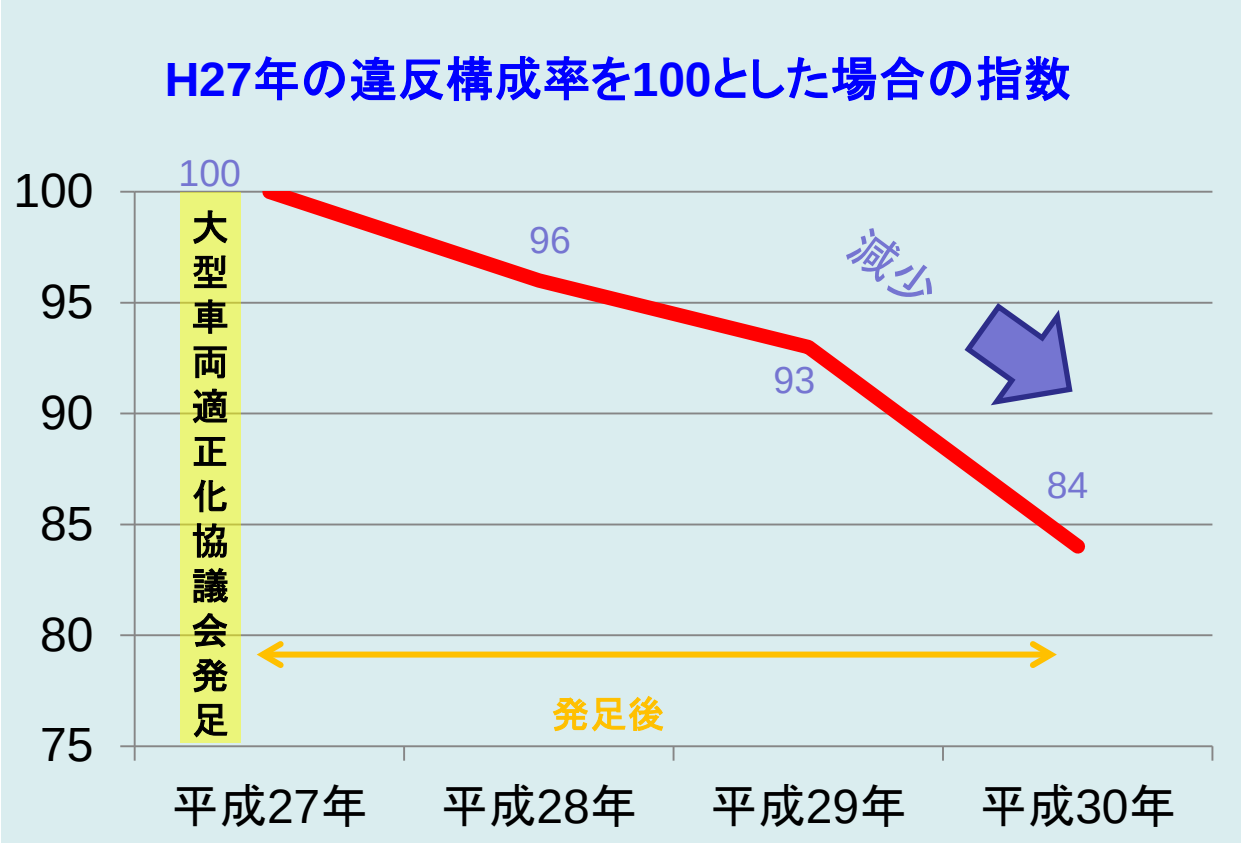

連絡協議会発足
平成27年1月27日

指数による比較	
平成27年度	100
平成28年度	96
平成29年度	93
平成30年度	84

減少

H30は4月～9月末データ

※ 違反構成率＝計測台数に対する違反台数の割合

活動の効果測定（特殊車両許可件数の推移）

国土交通省

特殊車両通行許可件数の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
許可件数	42,581	50,205	48,229	54,982	58,621	67,190	73,509	85,681	480,998

- 協議会発足前（5年間）より協議会発足後（2年間）では許可件数の、伸び率が約2倍
- 協議会における街頭PR活動、講習会等の広報活動や現地取締り活動の効果

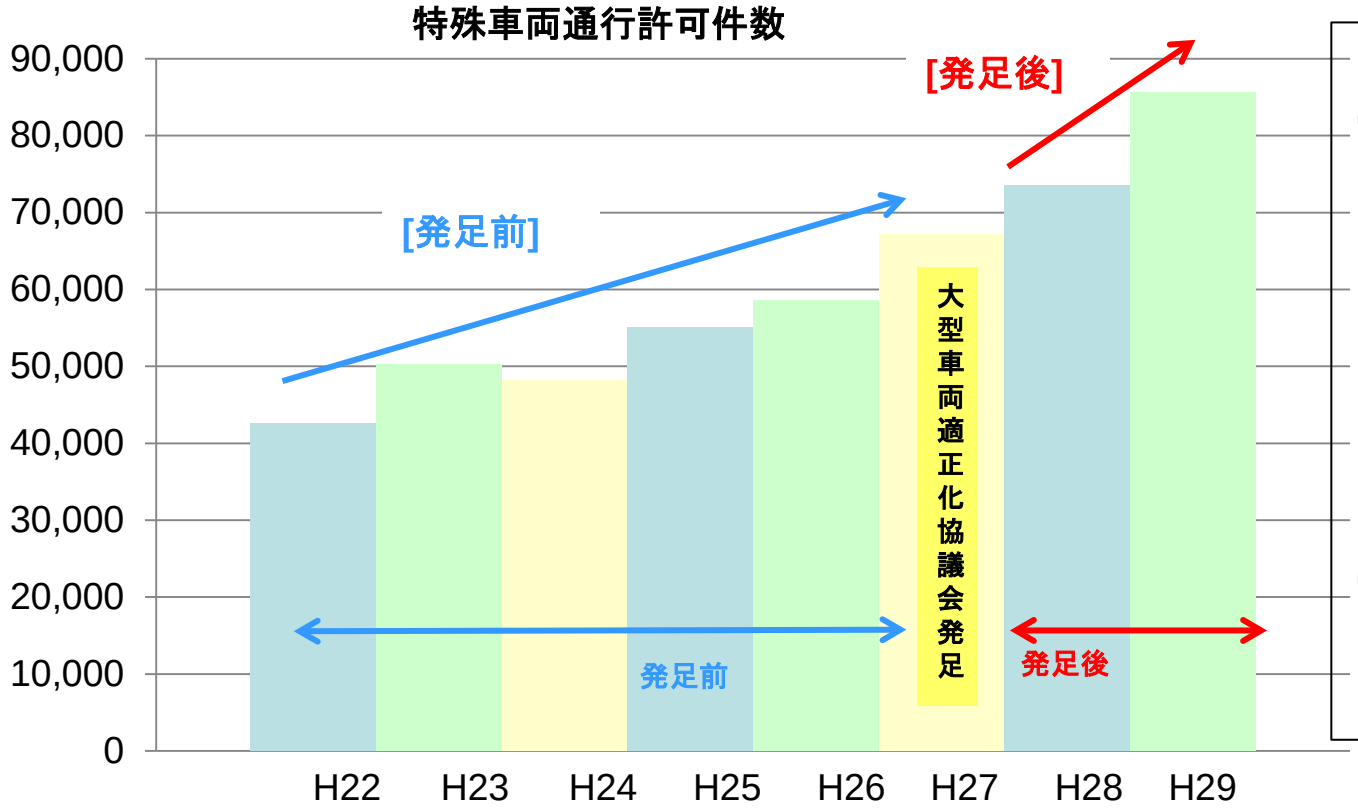

・許可件数伸び率
協議会発足前
5年間 約4,010件/年
協議会発足後
2年間 約9,000件/年
2．24倍
許可件数が増加

・今後も許可件数の増加が見込まれる

資料2

平成30年度下半期活動方針（案）

（1）広報活動

（2）公共事業違反ゼロPTにおける取り組み

（3）現地取締りの推進

（1） 広報活動（広報実施計画）

国土交通省

取り組み計画（平成30年度下半期）

	街頭PR	講習会等	広報媒体活用
10月	・適正重量遵守に係る荷主向け啓発チラシ配布 （10月から順次配布）【静岡県トラック協会】 ・多治見フェアによる大型車向けチラシ配布 （7日）【岐阜県トラック協会】	・車限令違反者講習会 （随時）【ネクスコ中日本名古屋支社】	・ホームページへの掲載及び情報板等への掲出 （通年）【名古屋高速】 ・会報誌への啓発記事掲載 （名古屋商工会議所）
11月	・コンテナツイストロック街頭取締りに合せた大型車両適正化広報 （飛島埠頭）【愛知県トラック協会】	・特殊車両通行許可制度講習会（最近の情勢） ・職員向け講習会（15日 なごや建設技術センター）中部地整 （29日予定）【愛知県トラック協会】 ・特殊車両通行許可制度講習会（上級者向け申請手続き） （未定）【三重県トラック協会】	・ホームページへの掲載 （通年）【ネクスコ名古屋】 ・SA,PAの情報板にて違反防止の提示 （通年）【ネクスコ名古屋】 ・メルマガへの啓発記事掲載（中部経済連合）
12月	・年末の交通安全運動に合わせた合同啓発活動 （1日【名高速】県警高速隊と合同） ・年末の交通安全運動に合わせた、車限令防止のチラシの配布（各SA,PAにて配布【ネクスコ中日本名古屋】	・特殊車両通行許可制度講習会（最近の改正状況） （10日予定）【静岡県トラック協会】 ・特殊車両通行許可制度講習会（TV式講習会） （10日予定）【岐阜県トラック協会】	・新聞広告出稿（中部地整）
1月		21日警察館向け説明（愛知県警察学校） 【愛知県警察・中部地方整備局）	
2月	・過積載防止啓発チラシ配布 （荷主・運送事業者向け）【三重県トラック協会】		
3月			・月間に伴い道路の電光掲示板による『過積載防止』啓発の掲示 （1日～31日【浜松市】

広報活動 好取組の共有による大型車両適正通行の促進

国土交通省

中部地方整備局ホームページに企業の「好取組事例」を掲載

○ 目的

運送事業者による大型車の適正化に向けた取組の好事例を収集し、関係者間で共有することにより、当該企業価値の向上と、業界全体における大型車適正通行の促進を図る。

○ 実施スキーム

※ 平成30年6月～7月に実施

好事例公募

中部地方整備局（事務局）

依頼

各県トラック協会

公募

応募

会員事業者

※ 平成30年10月3日に実施

好事例選定委員会

メンバー
- トラック協会
  （愛知、岐阜、三重、静岡）
- 中部地方整備局
  交通対策課長

公募事例の審査

内容審査
- ○ 過去1年以内無事故無違反
- ○ 創意工夫
  - ・ 確認の徹底
  - ・ 教養の実施
  - ・ 情報共有
  - ・ 荷主に対する対策・・等

平成30年10月29日

第11回連絡協議会

好事例の審査結果

報告

大型車の通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

承認

協議会HPに掲載

関係機関・団体へ周知

広報活動 好取組の共有による大型車両適正通行の促進

国土交通省

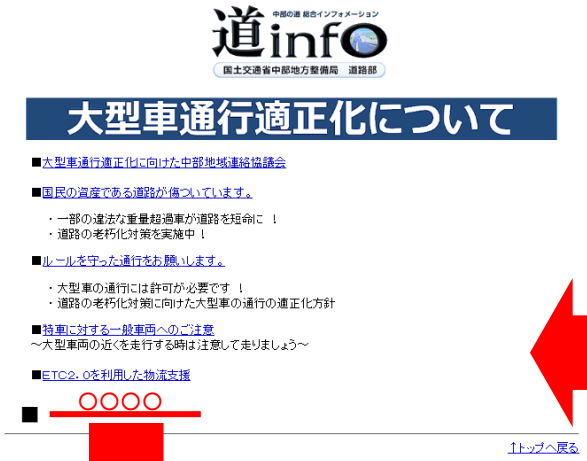

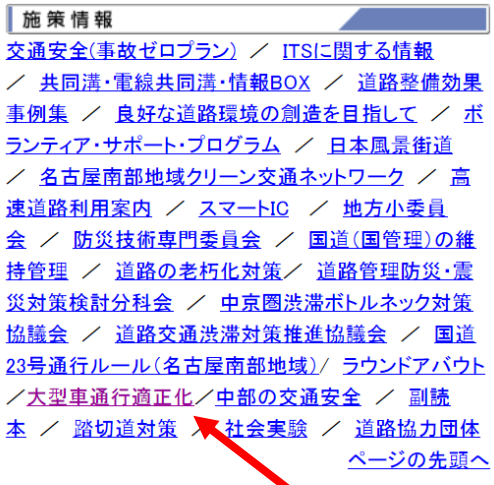

中部地方整備局

↓

道

↓

大型車通行適正化

↓

特車宇車両に対する企業の項事例集

広報活動 好取組の共有による大型車両適正通行の促進

国土交通省

コンプライアンス精神

企業のイメージアップ ・ 優良な人材確保 ・ 業績の向上

HP掲載までのスケジュール

月	手続き	選定委員会	協議会
4			
5			
6	公募		
7			
8		選定	
9			協議会
10			
11			
12	公募		
1			
2		選定	
3			協議会

◇ 選定委員会は年2回
半期で公募・選定
協議会にかけて掲載する

企業のHPへリンク

写真のイメージ

登録企業がまだ少数の場合

データーベース化

登録企業が増えた場合

好取組事例の公募企業名簿

NO	支部	事業者名	確認の徹底 A	教育強化 B	情報の共有 C	荷主への対応 D	その他 E	備考
1	静岡	鈴与カーゴネット	□		□	□		
2	愛知	柘運送	□				□	
3	愛知	日本通運 中部重機建設支店	□		□			
4	愛知	パシフックリレー	□		□	□	□	
5	静岡	青山建設運輸	□	□		□	□	
6	静岡	日本陸送	□	□	□			
7	静岡	平井運輸	□	□			□	
8	三重	北勢オイルサービス	□		□		□	
9								
10								

□は該当するカテゴリー

特殊車両の適正運行の促進　好事例

☑確認の徹底(A)　□教育強化(B)　☑情報の共有(C)　☑荷主への対応(D)
□その他(E)

株式会社鈴与カーゴネット浜松

運行管理者による特殊車両の適正運行に対する取組と、荷主に対する大型車適正化への遵法等の申し入れ

会　社　概　要

静岡県清水区に本社を構える鈴与カーゴネット㈱のグループ会社。
グループ全体で、1,600台を超える車両を保有し、北海道から九州までのトラック輸送ネットワークを確立。トレーラー、大型車、4トン車など、さまざまな車両による貸切輸送やフェリー輸送、共同配送サービスを提供。

取　組　概　要

取組①　運行管理者により運行前の特殊車両通行許可証取得状況確認とルートの指示（A・C）

運行管理者が担当車輌の配車を行う際に、エクセルデーター化された情報を基に、特殊車両通行許可証の取得状況を確認したうえ、担当乗務員に許可走行ルートを指示し、厳守するように確認をして条件違反の防止に努めている。

取組②　点呼時、点呼者により特殊車両通行許可証積載確認（A）

出発点呼時に、点呼者により乗務員に対し、特殊車両通行許可証を車両に積載しているか確認し、携帯義務違反の防止に努めている。

取組③　荷主様に対し、特殊車両通行許可重量を厳守する旨を申し入れ（A・D）

荷主に対し、積載するパレット等を含めた実際の積載重量を算出したうえ、伝票等で重量確認を実施して、特殊車両通行許可重量を厳守している。

取組④　荷主に対し、積み荷の重心を考慮した積み込み方を申し入れ（D）

荷主に対し、貨物の積み込み時に、重心が偏り安全運転の妨げにならないようバランスよく積載して頂くよう、重心を考慮した積み方を申し入れ、交通事故防止に心掛けている。

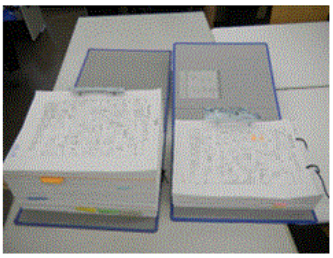

取組① 特車通行許可証の取得状況の確認

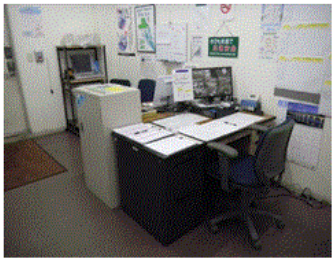

取組①パソコン管理の状況

取組①通行許可の確認状況

関連サイト　株式会社鈴与カーゴネットHP

特殊車両の適正運行の促進　好事例

☑確認の徹底(A)　□教育強化(B)　□情報の共有(C)　□荷主への対応(D)
☑その他(E)

柘運送株式会社

軸重、車両総重量の計測
デジタコ・ドラレコでの管理

会　社　概　要

名古屋市を拠点に中部に5か所営業所を有し運送事業と電気工事業を主として昭和2年から創業91年を迎える。 コンクリートポールやコンクリート2次製品を主に長尺物・重量物輸送を特色としている。車上渡しだけではなく小型移動式クレーンや自社開発した特殊機械を使用した積込、荷卸しを行うことも得意としています。積載物や納入場所により、現場までのルート調査、特殊車両通行許可証、制限外積載許可申請、規制道路の通行許可などの各種申請も行っており、最終目的地まで確実な運搬を行い、長きにわたりお客様から信頼をされております。

取　組　概　要

取組① 軸重と積載重量の確認（A）

積荷の重量や重心位置が不明瞭な場合、軸重と積載重量を移動可能な重量計を用いて確認して正確な重量を把握し,重量管理しながら効果的に積載することで、リスク無く合法に輸送することができ業務の効率化につながっている。

取組② 「デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー」100%導入（E）

全ての営業車にデジタル式運行記録計とドライブレコーダーを設置し、運転者の安全運転管理と安全運転意識の向上を図り、交通事故防止等の安全対策、エコドライブの推進、業務管理の徹底に努めているほか、自社のドライブレコーダーが撮影した身近のヒヤリハットをKY活動に積極的に活用して事故防止に努めている。

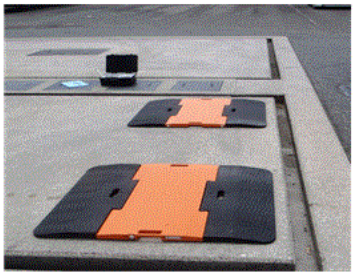

取組① 軸重と積載重量の確認

取組② デジタコ･ドラレコの状況

関連サイト　柘運送株式会社HP

特殊車両の適正運行の促進　好事例

☑確認の徹底(A)　□教育強化(B)　☑情報の共有(C)　□荷主への対応(D)
□その他(E)

日本通運株式会社　中部重機建設支店

車検証の最大積載量と積載物の重量確認及び積載時の実重量の確認の徹底

会　社　概　要

中部重機建設支店は、拠点を東海市に置き、愛知、三重、岐阜、静岡などの東海地区４県のエリアを中心に①トランスなどの重量品の輸送・据付②新幹線などの鉄道車両輸送　③風力発電所建設工事における部材の輸送、据付　④知多、四日市の工業地帯での石油・石化プラントの建設、ＳＤＭ工事をメインに既存顧客の信頼を獲得し、新規顧客の開拓をすべく挑戦を続けております。

取　組　概　要

取組① 点検記録簿を用いた確認の徹底(A)

点呼の際、運行管理者がドライバーと、車検証の最大積載量と輸送計画書の貨物重量及び特殊車両通行許可条件を照合することを点呼時の確認項目としている。※点呼記録簿に車検証の最大積載量の記載項目あり。

取組②　周知会による輸送計画の確認(A・C)

輸送前にドライバーと輸送計画についての周知会を開催し、計画書の輸送経路図にてルートの確認、積載図による固縛方法等の確認を必ず行っている。

取組③　積込作業時に車両積載重量を確認(A)

クレーンによる積込作業時に積載物を吊り上げた際、必ずドライバーがクレーンオペレーターにクレーンの荷重表による吊荷重量を確認して、最大積載量をオーバーしないかを確認している。

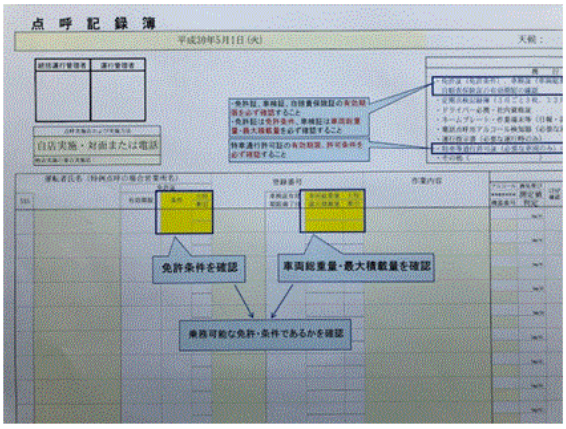

取組① 点呼記録簿(一部抜粋)

取組③ 積込作業時の積載物重量の確認
(吊上げ時、クレーン操作室に表示される吊荷の重量を確認します)

関連サイト　日本通運株式会社HP

特殊車両の適正運行の促進　好事例

☑確認の徹底(A)　□教育強化(B)　☑情報の共有(C)　☑荷主への対応(D)
☑その他(E)

パシフィックリレー　株式会社

出発前ミーティングや許可証の照合などによる安全輸送の確保

会　社　概　要

名古屋港のフェリー埠頭を基点として、東海、関西（大阪、神戸）方面間の集荷、配達業務を行う。積載物は製産物、食品、工業製品、産業機械、東北復興の橋梁部材などの一般、特殊貨物。

取　組　概　要

取組①　出発前ミーティングの実施(A･C)

出荷先工場担当者、トラック乗務員、誘導車乗務員とともに法令違反とならない様に通行ルート、休憩場所の打合せミーティングを実施し、安全運行の再確認をする。

取組②　許可証の照合（A・C・D）

特殊車両通行許可書、制限外積載許可書を出荷先担当者、荷主運行管理者、乗務員を含め、車両登録番号、有効期限、通行時間帯を確認し、許可書の携行確認もかねて行っている。

取組③　落下事故防止等、交通事故対策の確認（A）

荷主運行管理者がトラック乗務員と誘導車乗務員の組合せを決め、走行ルートの再確認と休憩場所を打合せ、増締めの実施を促し、荷崩れ、落下事故防止も含め、安全運行をする為の意思疎通を図っている。

取組④　フェリー到着の確認（A）

出発地から休憩場所、到着地での写真撮影をし、荷主に対して安全運行できた旨を写真、チャート紙と共に提出し、今後の安全運行に役立てている。

取組① 出発前ミーティングの実施

取組②　許可書の照合

取組④ フェリー到着の確認

特殊車両の適正運行の促進　好事例

☑確認の徹底(A)　☑教育強化(B)　☐情報の共有(C)　☑荷主への対応(D)　☑その他(E)

青山建設運輸有限会社

荷主への特殊車両適正運行の説明とドライバーへの特別指導の実施

会　社　概　要

静岡市を拠点とする創業50年の会社。建設業者の依頼を受け、現場等に建設機械及び資材を運搬する。

静岡県内では数少ない重機運搬専門の会社であり、県内エリアの仕事がメインとなっている。

小学生通学の街頭安全活動や道路清掃等の社会奉仕活動にも参加している。

取　組　概　要

取組①　荷主に特殊車両通行許可証の写しを送付（D）

特殊車両の適正運行に関する許可取得の必要性と現状を荷主及び現場担当者に説明し、理解を求めている。

取組②　ドライバー等による輸送依頼書の確認（A）

ドライバーと誘導員が出発前に積載物の長さ、幅、高さと重量が輸送依頼書と内容が一致しているか実測し確認して、特殊車両通行許可制度の違反とならないよう注意を払っている。

取組③　誘導員との事前打ち合わせの実施・ドライバーや誘導員の教育（A・B）

誘導員との事前打ち合わせ（経路、走行速度、交差点、右左折方法、休憩及び点検地等、条件内容）を実施しているほか、輸送するにあたり、道路法を遵守するだけでなく、他通行車両に迷惑を及ぼす事の無いよう充分な配慮をして走行するよう特別指導を実施している。また、誘導員は自発光安全チョッキの着用と誘導灯及び呼笛の携帯を指導している。

取組④　ドライバー・誘導員への交通安全教育（B・E）

大型車両特有の右左折時や後退時に起こり易い交通事故事例を基に、目視やミラーで確認できない「死角の範囲」を実体験する「死角体験教育」を実施し、誘導員なしで後退することを禁止する指導をしている。

近年、交通事故、労働災害はゼロで推移している。

取組②　積荷安全点検と高さ計測状況（ドライバー、誘導員）

取組③　運行許可証の内容及び経路の事前打合せ

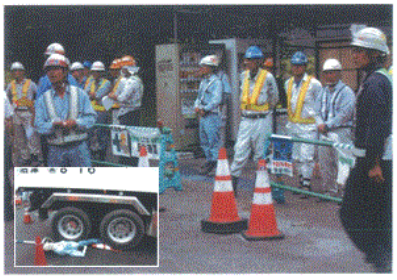

取組④「死角体験教育」実施の状況

関連サイト　青山建設運輸有限会社HP

特殊車両の適正運行の促進　好事例

☑確認の徹底(A)　☑教育強化(B)　☑情報の共有(C)　☐荷主への対応(D)
☐その他(E)

日本陸送株式会社　東富士営業所

社員に対する特殊車両適正運行についての教育の強化と特車許可証・車両情報の全体共有

会　社　概　要

昭和37年に富士重工業(株)の商品車を陸送する目的に発足し、会社として昭和40年7月設立。現在、各種自動車メーカーの商品車を信越、関東、中部、関西地区を主に、キャリアカーを使用し輸送。近年は内陸における顧客の輸出入貨物輸送に応えるべく、海上コンテナ事業部を発足し、平成19年4月より本格的に業務開始。

取　組　概　要

取組①　社員に対する継続的な法令教育（B）

７営業所の社員に対して特殊車両通行許可制度の教養を年に１回以上実施し、特車許可証の見方や交通事故防止等幅広く教養を実施し社員のレベルアップを図っている。

取組②　車両管理の視える化・システム化（A・C）

300台程の特車許可内容、有効期限、配布状況や回収状況・車両情報・車両異動・トレーラ連結可能リストを入力してデータ管理(Excel)している。車両情報の管理を強化をする為、システムにて車両管理の新たな運用を開始。

取組③　点呼者からの特車通行許可の内容や条件の順守指示・許可証の車載確認（A）

出発点呼時に、許可証の有効期限、許可内容や条件を相互に確認し、無許可運行や条件違反等の絶無を図っている。
「許可証の車載確認」として、案内書・車載確認リストを号車ごと搭載して管理徹底を行っている。

取組④　許可ルートの地図化による徹底と情報共有（C）

ドライバーが見やすいワンペーパー式地図の印字とそのルートを会社で把握し共有している。
また、Excelを用いて、出発地⇒目的地を入力し、標準の許可経路を「道路名称表示」する仕組みを構築中。

取組⑤　特車許可制度の一連の業務管理システムの開発（A・C）

許可の申請から、許可内容、有効期限、更新時期、許可の配布状況や回収状況等を一元化して把握できるようなシステム開発検討中である。
現在もExcelにて、「申請予定～許可状況～許可証管理～棚卸」という仕組みで管理運用・共有をしている。

取組①　社員に対する継続的な法令教育

取組②　エクセルデータ管理の状況

取組①　運行経路のワンペーパー即死絵ほ

特殊車両の適正運行の促進　好事例

☑確認の徹底(A)　☑教育強化(B)　□情報の共有(C)　□荷主への対応(D)　☑その他(E)

平井運輸有限会社

走行ルートの確認と通行条件の確認等、注意の徹底

会　社　概　要

科学薬品を、関東一円から長野県、愛知県方面をエリアとして運送している。

取　組　概　要

取組①　適正重量の確認（A）

メーカーで薬品を積載時、適正重量であることを計量証明書にて確認する。
計量証明書とイエローカードを必ず持参させるよう指導を徹底している。

取組②　正確な運行ルートの指示と通行条件の注意（A・E）

出発時に運行管理者又は代替者が正しい運行ルートを確認して指示する。また、橋や高架道路など同一車輌が連続して通行してはいけないことなどを注意するなど通行条件遵守にも注意を払っている。

取組③　ドライバーへの教育（B）

年に３回～４回土曜日に安全会議を開催し、その中で特殊車両ドライバーに対して社長自ら法律や規制（制度）の教育を必要に応じて随時取り入れて、特殊車両通行許可制度の知識を高めながら交通事故をはじめ各種事故の防止を図っている。

取組②　出発前の確認状況

取組③　安全会議におけるドライバーへの教育状況

特殊車両の適正運行の促進　好事例

☑確認の徹底(A)　□教育強化(B)　☑情報の共有(C)　□荷主への対応(D)　☑その他(E)

株式会社　北勢オイルサービス

通行許可の取得忘れ防止、許可条件遵守の工夫やドライバーへの伝達、取引先との意思疎通

会　社　概　要

メーカーサービスステーションにガソリン等の石油製品を配送するタンクローリーと一般冷凍車の運用、整備部として「オートワークスジャパン」による貨物車両を中心とした車検整備や一般修理等も運営。

取　組　概　要

取組①　車両の管理、許可取得の管理（A）

特殊車両通行許可取得の忘れ防止のため、パソコンで車両の管理、許可取得の状況を管理している。

取組②　積載量の管理（A）

積載量の確認はパソコンで管理を行い、重量違反の防止に努めている。

取組③　走行する時間管理（A）

ドライバーの走行する時間管理は運行管理台帳を見ながら確認し、管理を徹底している。

取組④　ドライバーへの指示伝達（A・E）

ドライバーへの指示伝達は、毎日点呼時に運行管理者が通行許可書の内容や経路上の注意点等を説明し、確認の徹底を行うとともにアルコールチェッカーで呼気検査を行っている。

取組⑤　取引先との意思疎通（A・C）

取引先との意思疎通については、毎日FAXおよび電話で確認し意思疎通を図るとともに、毎月1回安全会議を行い、通行許可証取得の状況確認と、現状の注意点、運行上の問題点などを双方が確認している。

広報活動（名古屋商工会議所　会報に掲載）

国土交通省

掲載物：名古屋商工会議所　会員向け会報紙　那古野　BUSINESS　HOT　PRESS
発行部数：18，000部　隔月発行

荷主のみなさん！無理なお願いしていませんか？

荷主のみなさん！無理なお願いしていませんか？
『積める重さ』と『積んで通行できる重さ』は違います！

基準を超えて車両を通行させようとする場合には、道路管理者から『特殊車両通行許可』を受ける必要があります。

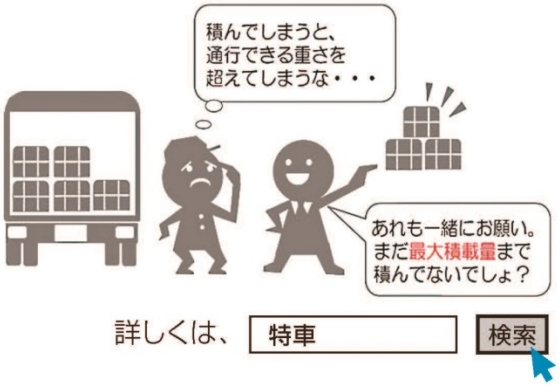

詳しくは、 特車 検索

道路運送車両法

『積める重さ』とは車両が安全に走行するために積載できる限度の重さ（最大積載量）のことです。

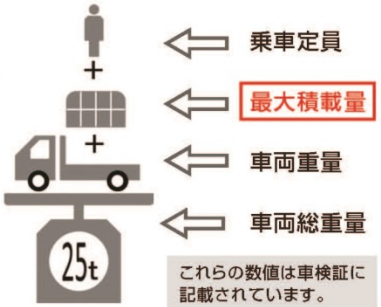

これらの数値は車検証に記載されています。

道路法

『積んで通行できる重さ』とは橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐために定められた重量制限値となります。

※橋などの構造物によっては最大積載量まで積むことが出来ません。

お問合せ先　大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
中部地方整備局　道路部交通対策課（事務局）　TEL：052-953-8178

追加記載

平成29年7月1日からトラック運送事業者の法令違反行為について、荷主の関与が判明すると荷主名が公表される荷主勧告制度が運用されています。違反行為には、「道路交通法」のほか、「道路法（車両制限令）違反」も含まれています。

広報活動 （中部経済連合会 メールマガジンに掲載）

国土交通省

- 「大型車通行適正化に向けたお願い」 ＜国土交通省中部地方整備局＞
- 業界の荷主向けに、協議会の取組みを周知
  - □ 「積める重さ」と「積んで通行できる重さ」は違います！
  - □ 荷主のみなさん！無理なお願いしていませんか？

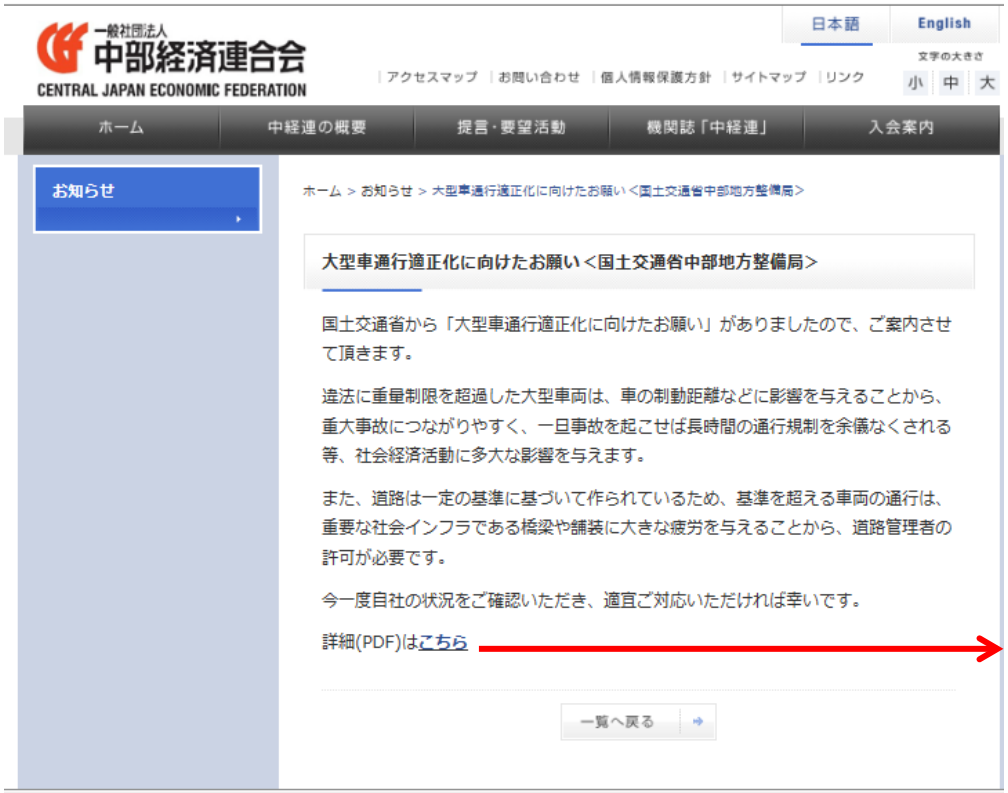

詳細（RDF）

1ページ

『積める重さ』と『運べる重さ』は違います！

2ページ

広報活動 （新聞広告、自治体広報誌掲載の推進）

国土交通省

- 一般の方向けに協議会の取り組みを周知するため新聞広告を実施
- 自治体広報誌の誌面を借りて協議会の取り組みを周知
  - ⇨ 協議会参加の自治体の他、市町にも働きかけ、年に1回程度広報誌への掲載を依頼
  - ⇨ 新聞広告（下記）をもとにスペースに合わせて事務局から素材を提供可能

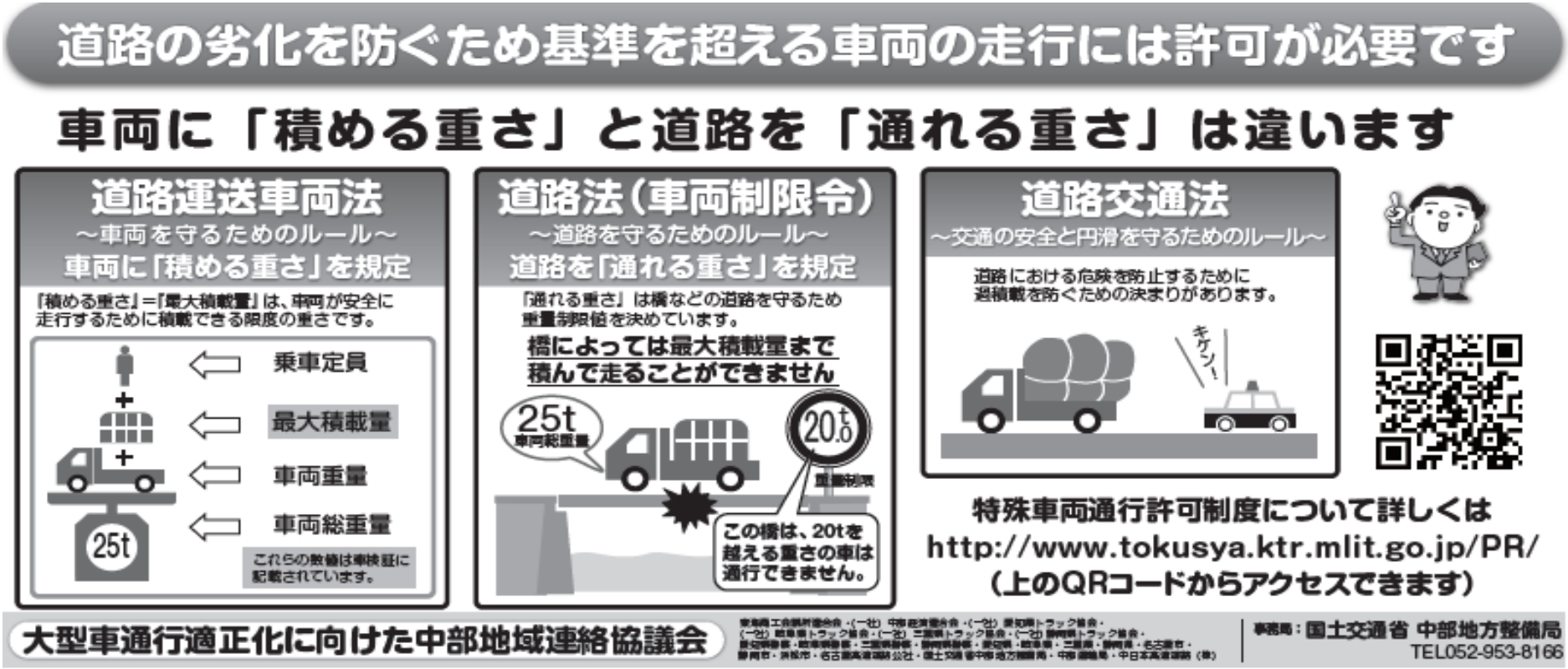

【新聞広告等への掲載内容イメージ（継続）】

（2）公共事業違反ゼロPTにおける取り組み（審査の迅速化）

国土交通省

審査の迅速化PTの発足への必要性について

ドライバー不足等による車両の大型化の進展により、特車通行許可件数は5年で約1．4倍に増加した。
増加する件数に審査が追いつかず、平均審査日数が約2倍に増加、1ヶ月以上を要しており、急な輸送需要に対応できない。
違反車両　：　許可に時間がかかるため、許可を待てずに無許可で走行にいたる要因にもなっているとの声もある

許可件数

ドライバー不足による車両の大型化の進展等に伴い、特車通行許可件数は、5年で約1．4倍に増加

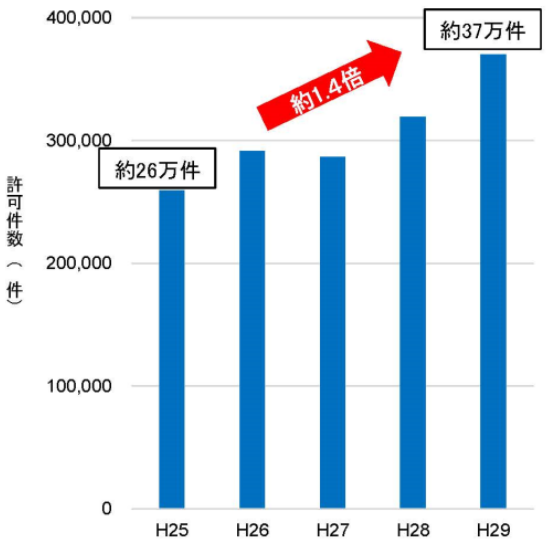

審査日数

平均審査日数は、5年で約2倍に増加

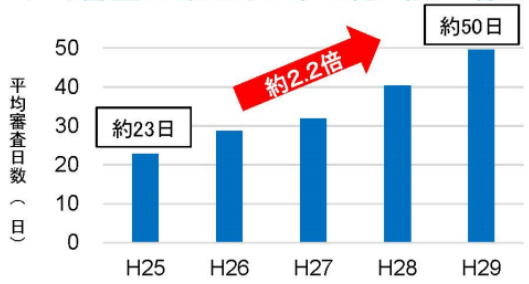

※　件数の増加に伴い、審査する通行経路数や協議先の自治体数も増大

過積載

過積載は高い水準（約3割）で推移

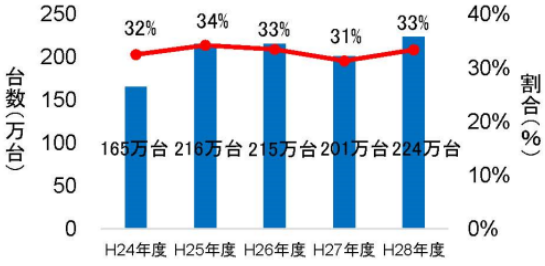

審査の実態

未収録道路の割合が高い
道路管理者への協議が必要

○　人手による確認作業が未だ大きなウエイトを占めている状況

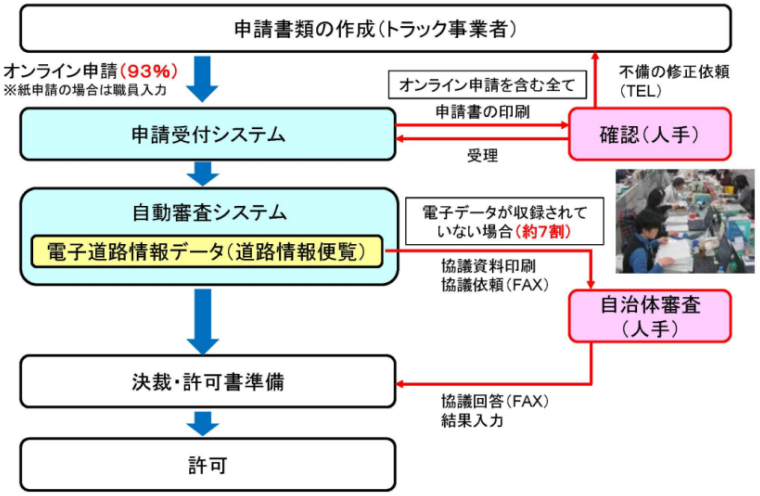

公共事業違反ゼロPTにおける取り組み（審査の迅速化）

国土交通省

「自治体審査あり」の場合

○ 審査日数の短縮にむけて、人手中心の作業を早期に自動化を図る

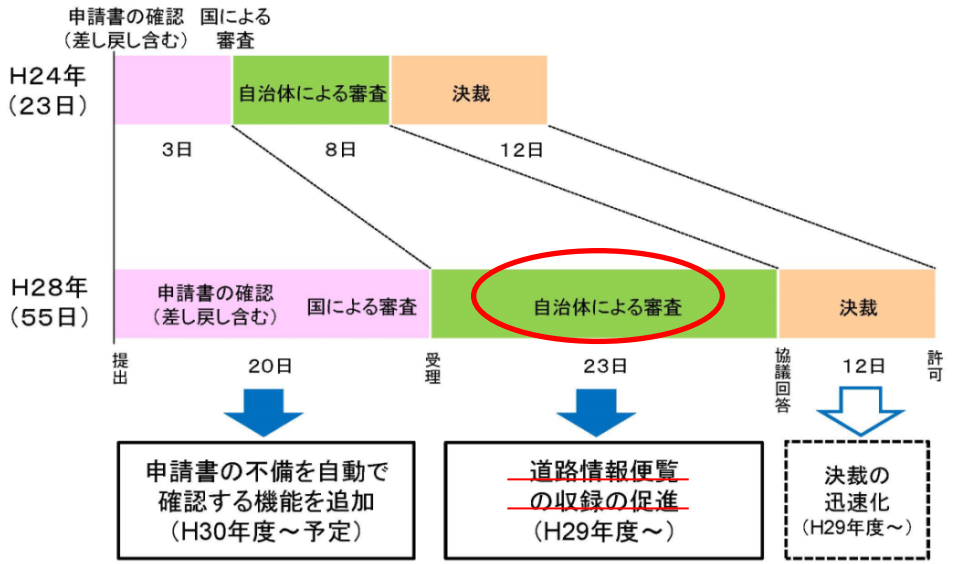

※ 各年の10月第1週（10月1日～10月7日）に許可した案件の平均審査日数

道路情報便覧の収録状況

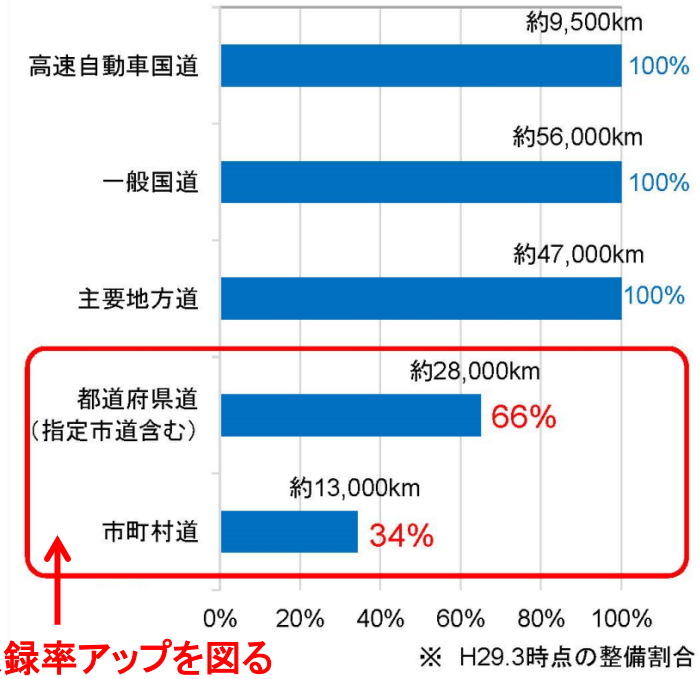

※ H29.3時点の整備割合

- 大型車の通行適正化を図る上で、審査の迅速化が重要な課題
- 協議会の取組みの一環として公共事業ゼロPTのメンバーで課題解決に向けて「審査の迅速化PT」を発足
  - ○ メンバー
    愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、静岡市、浜松市
    中日本高速道路株式会社（名古屋支社・東京支社）、名古屋高速道路公社
    中部地方整備局
  - ○ 発足時期 ： 平成30年11月ころ

公共事業違反ゼロPTにおける取り組み

国土交通省

公共工事の現場における抜き打ち点検の今年度方針について

昨年度、中部地方整備局管内道路関係13事務所に対し、特殊車両を使用している工事（82件）を対象に書面又は現場確認により、特殊車両通行許可書及び施工計画と実際の通行状況が適正か抜き打ち点検実施

今年度はPTメンバーの皆様においても検討

○ 工事における特殊車両通行許可の確認

○ 特記仕様書 第1-1-1-32条 6項に基づき
受注者が通行許可証等を確認

○ 特殊車両入退場確認表の作成

特殊車両入退場確認表

（　　）国道事務所　主任監督員（所属・氏名）（　　）

工事名	請負者	現場代理人 主任技術者	工期	特殊車両入場・出場時期（予定）				特殊車両通行許可		備考
				種別	積載物	入退場別	入退場日	許可年月日	許可番号	
□△工事	△川工業	○山×男	H29.3.10	ラフタークレーン		入場	10月30日	H28.9.10	国部整○車 00001	
				重セミ	クローラークレーン	入場	10月31日	H28.9.10	国部整○車 00002	
				スタンション型セミトレーラー	PC桁	入場	11月1日	H28.10.1	国部整○車 00003	
				スタンション型セミトレーラー	空荷	退場	11月1日	H28.10.1	国部整○車 00004	
				ラフタークレーン		退場	11月2日	H28.9.10	国部整○車 00001	
				重セミ	クローラークレーン	退場	11月2日	H28.9.10	国部整○車 00002	

（３）現地取締りの推進

国土交通省

より効果的な取締り活動の推進

◇　取締における違反率の低下等により、これまでの取り組みに一定の成果が認められている一方、未だ違反通行車両は存在している。

◇　一斉・合同取締りと個別取締りの特性を生かした取締りを推進

一斉・合同取締りと個別取締りの長所・短所

種　別	長　所	短　所
一斉・合同取締り	・高い広報効果 （報道されやすい） ・高い波及効果	・遊撃的な実施が困難 ・違反実態に即さない可能性
個別取締り	・遊撃的な実施が可能 ・違反実態に即した取締りが可能	・広報効果が限定 （報道されにくい） ・波及効果が限定

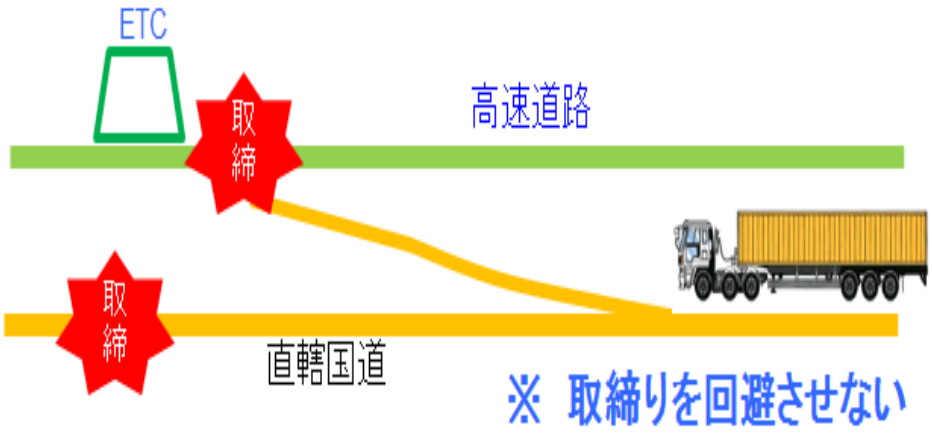

➢　平成30年下半期の方針
　各道路管理者が関係機関と連携・調整を図りながら、より効果の高い取締りを推進する。

資料3

その他

（1）話題提供

（2）今後の予定

●道路法等の一部を改正する法律

公　布　日：平成30年3月31日
施　行　日：公布後6ヶ月以内（＊は平成30年4月1日）

背景・必要性

① 道路財特法※に基づく財政上の特別措置の期限切れへの対応　※道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

○ 今年度末に期限が切れる国費率のかさ上げ措置が延長されない場合、自治体の負担が増大

② 道路利用の安全性の更なる向上

○ 老朽化が進む道路の修繕が急務　※市町村管理を含む全橋梁73万橋の54%で点検が完了、うち61%で措置が必要(H28年度末時点)

○ 道路区域外からの落石や土砂崩れ等により、交通事故等が発生

○ 災害時に重要な輸送路の啓開・復旧を被災自治体が迅速に行うのは困難

○ 下水道の管路等の占用物件の損壊により、道路陥没等が発生

○ 幅員が狭い歩道の電柱等が、歩行者や車いすの安全・円滑な通行を阻害

③ 物流生産性の向上

○ 国際海上コンテナ車等が増加する中、道路構造上の制約による通行の支障が物流生産性の向上を阻害

落石による死傷事故

災害により通行できなくなった道路

下水道の老朽化による道路陥没

電柱により通学児童が車道にはみ出す

法案の概要

1．道路整備に関する財政上の特別措置の継続

○ 道路の改築に対する**国費率のかさ上げ措置を平成39年度末まで延長**＊【道路財特法】

2．道路利用の安全性の更なる向上

○道路の老朽化に対応し修繕を重点的に支援するため、
補助国道の修繕に係る国費率のかさ上げ措置を新設＊【道路財特法】　※補助国道の修繕に係る現行の国費率　5/10

○道路区域外からの落石等を防ぐため、現行制度を拡充し、沿道区域内の土地管理者への**損失補償を前提とした措置命令権限**を規定【道路法】

○重要物流道路（後掲）及びその代替・補完路について、災害時の**道路啓開・災害復旧を国が代行**【道路法】

○占用物件の損壊による道路構造や交通への支障を防ぐため、
占用者による物件の維持管理義務、当該義務違反者への措置命令権限を規定【道路法】

○歩行者や車いすの安全・円滑な通行を確保するため、**占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に必要な場合」**を追加【道路法】　※現行では「災害時の被害拡大防止」「車両の能率的な運行確保」のため特に必要な場合に占用制限が可能

災害時の道路啓開

3．「重要物流道路制度」（新設）による物流生産性の向上

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、**国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」※として指定し、機能強化、重点支援**を実施　※高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等から指定

○国際海上コンテナ車等の円滑な通行を図るため、通常の道路より水準が高い**特別の構造基準**を設定【道路法】
※当該基準を満たした道路については国際海上コンテナ車等の通行に係る許可を不要とする【車両制限令】

○高速道路から物流施設等に直結する道路の整備に係る**無利子貸付制度**を新設【道路財特法】

○重要物流道路及びその代替・補完路について、災害時の**道路啓開・災害復旧を国が代行**【道路法】（再掲）

【目標・効果】 平常時・災害時を問わず、安定的かつ安全・円滑に利用可能な道路網を確保
（KPI）①：豪雨による被災通行規制回数・時間の削減　143件/年・2,823時間/年（過去5年間平均）　→　10年後には概ね半減
②：国際海上コンテナ車（40ft背高）の特車通行許可必要台数の削減　約30万台（H28年度）→　10年後には概ね半減

重要物流道路制度の概要

平常時のネットワーク

主な課題

- トラックドライバーの高齢化が進行し、人口減少・少子高齢化に伴い深刻なドライバー不足が顕在化
- 国際海上コンテナ車（40ft背高）※の台数が5年間で約1．5倍に増加
  （H24：約20万台→H28：約30万台）　等

※ 道路の通行には特車通行許可が必要

災害時のネットワーク

主な課題

- 熊本地震では、熊本県内の緊急輸送道路約2千kmのうち50箇所で通行止めが発生
- 災害時に道路について不安がある・やや不安があると回答した方は5割以上で前回より増加（H24：50．6%→H28：53．8%、内閣府）　等

重要物流道路

<<平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保>>

広範で複雑な現在のネットワークや拠点の絞り込みを行い、基幹となるネットワークを計画路線も含め構築

機能強化・重点支援

・トラックの大型化に対応した道路構造の強化
・災害時の道路の啓開・復旧の迅速化（地方管理道路の災害復旧等代行制度の創設）
・民間直結スマートICに係る無利子貸付制度の創設　等

トラックの大型化に対応した道路構造の強化

国際海上コンテナ車（40ft背高）に対応する水準まで引上げ

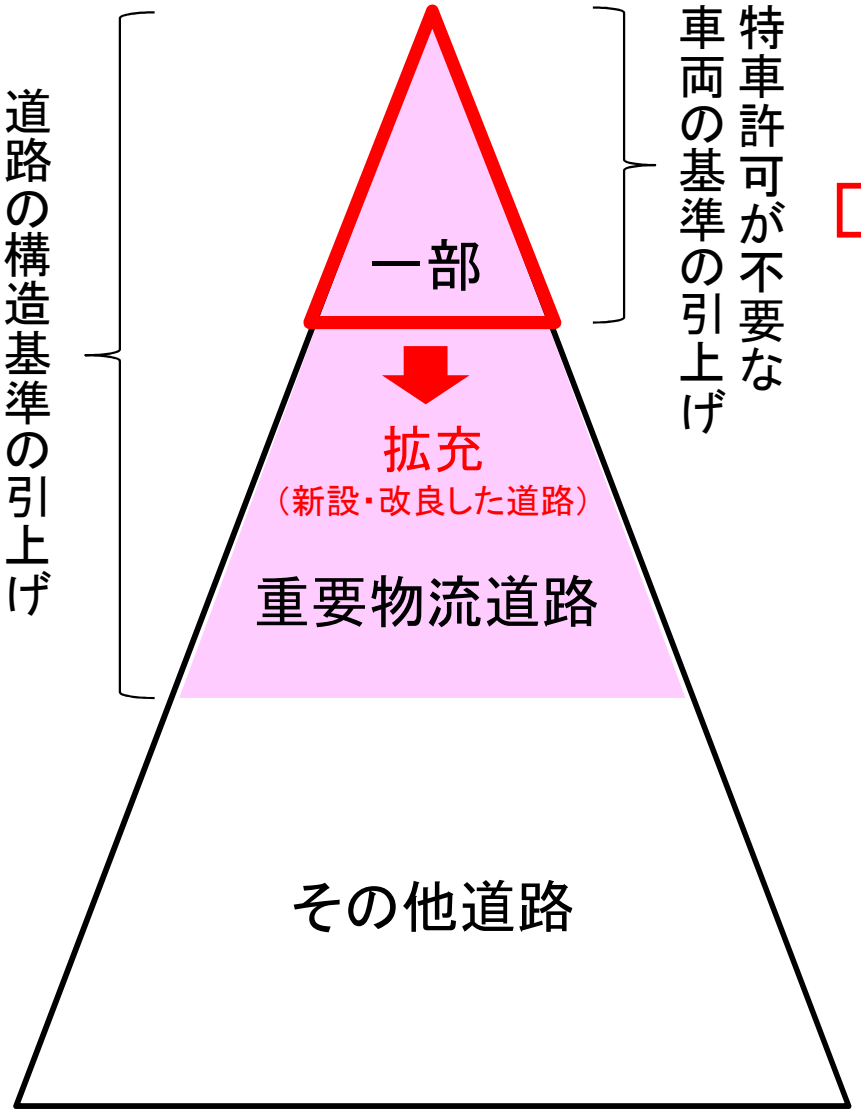

① **国際海上コンテナ車（40ft背高）の走行が多く、構造的に支障のない区間を指定。**

② **国際海上コンテナ車（40ft背高）**の区間内の走行は**特車許可手続きは不要**。

国際海上コンテナ車（40ft背高）

災害時の道路の啓開・復旧の迅速化

【 国土交通大臣による地方管理道路の災害復旧等代行制度 】

		発生直後（道路啓開）	災害復旧
補助国道	大（被災規模）小	行政機能が壊滅的に失われた災害に限定 ↓ 対象範囲の拡大 重要物流道路（代替・補完路含む）における道路啓開	補助国道における災害復旧
地方道	大（被災規模）小	行政機能が壊滅的に失われた災害に限定 ↓ 対象範囲の拡大 重要物流道路（代替・補完路含む）における道路啓開	著しく異常かつ激甚な非常災害に限定 （例：熊本地震） ↓ 対象範囲の拡大 重要物流道路（代替・補完路含む）における災害復旧